

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
6月22日
(火曜日)

目 次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....



山口県告示第二百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
亀田医院		山口市徳地堀一七四六	令和三、五、一
医療法人青山消化器内科		〃 吉敷佐畑二丁目三番一号	〃 三、三一
竹川小児科医院		岩国市岩国二丁目三番九号	〃 四、三〇
高雄歯科クリニック		萩市大字御許町四二の一	〃 〃
いとう歯科医院		山陽小野田市栄町七番三二号	〃 〃

山口県告示第二百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年六月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人青山胃腸科内科		山口市吉敷上東三丁目一番二二号	令和三、四、一
高雄歯科クリニック		萩市大字御許町四二の一	〃 〃
訪問看護ステーションといろ		山口市小郡下郷三〇四〇の五	〃 〃

令和三年六月二十二日印刷

発行人所

山口県知事